

在留邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2021年2月4日

日本入国時の陰性証明と隔離に関する重要なお知らせ 2/4

(ポイント)

●日本外務省が2月2日に皆様へ送信したEメールによる案内のとおり、日本政府は、2月2日にイスラエルを「新型コロナウイルス変異株流行国」に指定しました。イスラエルからのすべての帰国者及び入国者に対する検疫強化措置を日本時間2月5日午前0時から実施します。

●具体的には、日本への帰国・入国に当たり、従来よりお願いしている出国前72時間以内の検査証明（陰性証明）取得、入国時の空港での検査等に加え、入国後まず検疫所指定の宿泊施設で待機することが求められます。3日目に改めて検査して陰性の場合、同宿泊施設を退所し、入国後14日目まで残りの期間を自宅等で待機していただきます。

所定の出国前検査証明を提示できない場合であっても、入国は可能ですが、以下本文2(3)のとおり、検疫所指定の宿泊施設での隔離期間が長くなります。

●イスラエル国内でPCR検査を受検可能な医療機関の案内を更新しました（以下本文3(2)）。日本の検疫官が受理するフォーマット・記載事項を確実に満たしているのは、ハイファ、エルサレム、テルアビブ市内・近郊、ヘルツェリアの計6箇所です（いずれも有料）。

(本文)

1 日本入国に係る水際対策措置の強化

日本政府は、2月2日にイスラエルを「新型コロナウイルス変異株流行国」に指定しました。イスラエルからのすべての帰国者及び入国者に対する検疫強化措置を日本時間2月5日午前0時から実施します。

水際対策強化に係る新たな措置(8)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100145268.pdf>

2 日本入国時の新型コロナウイルス検査証明（陰性証明）の提出と隔離

(1) 検査証明の提出

イスラエルからのすべての帰国者及び入国者は、引き続き、当分の間、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明を取得の上、入国時に改めて検査を受ける必要があります。

(2) 隔離

その上で、当分の間、上記検査結果が陰性であっても、検疫所が確保する宿泊

施設で待機し、入国後3日目において改めて検査を行い、陰性と判定された場合、検疫所が確保した宿泊施設を退所し、入国後14日目まで自宅等で待機します。

(3) 帰国時に所定の検査証明を提示できない日本人

入国時の検査結果が陰性であっても、検疫所が確保する宿泊施設で待機し、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された場合、検疫所が確保した宿泊施設を退所し、入国後14日目まで自宅等で待機します。

3 イスラエル国内における新型コロナウイルス検査

(1) 日本政府所定の検査証明フォーマットは次のとおりです。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

ただし、厚生労働省によれば、本様式と同一の記載事項が網羅されていれば、イスラエルの検査機関独自の様式でも足りるとしています。

(2) イスラエル国内におけるPCR検査に係る情報は次のとおりです。日本に帰国・入国される方は、次のURL本文1をご覧ください（いずれも有料）。

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100143104.pdf>

イスラエル保健省ホームページに掲載されているPCR検査を受検可能な医療機関のうち、日本政府所定の検査証明フォーマットによる検査証明の作成に対応している医療機関は、Rambam（ハイファ）のみです。

同リストに含まれるHadassah（エルサレム、ラマト・ガン（テルアビブ近郊）の2箇所）、Raphael Hospital（テルアビブ）及びAmerican Medical Laboratories（ヘルツェリア）が発行する検査証明については、同フォーマットのすべての記載事項が英語で記載されています（※）ので、印刷されたもの又は検査実施機関より（写真ではなく）電子メール等の添付ファイル文書で送付されたものを日本の検疫官に提示していただくことができます。

（※）旅券番号、国籍、生年月日、性別が記載されていない場合には、ご本人が手書きで検査証明書の余白に記載することで可。

また、Ichilov病院（Sourasky Medical Center）（テルアビブ）で検査を受ける方は、当館が記載事項の不足を補う文書を発行しますので、当館の開館日である月～木の検査を予約した上で、当日の検査終了後、検査を受けたことを証明できる文書（検査費用の領収書、SMSによる検査完了連絡等）を持参して当館にお立ち寄りください（Ichilov病院から当館は徒歩3～4分の距離です。）。

【参考情報】

在イスラエル日本国大使館ホームページ

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

出国前検査証明に関するQ & A（厚生労働省）

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100136354.pdf>

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>